

令和3年度地域生活支援事業(市町村事業)

必須事業
1 理解促進研修・啓発事業
2 自発的活動支援事業
3 相談支援事業 (1) 基幹相談支援センター等機能強化事業 (2) 住宅入居等支援事業(居住サポート事業)
4 成年後見制度利用支援事業
5 成年後見制度法人後見支援事業
6 意思疎通支援事業
7 日常生活用具給付等事業
8 手話奉仕員養成研修事業
9 移動支援事業
10 地域活動支援センター機能強化事業

任意事業
1 日常生活支援 (1) 福祉ホームの運営 (2) 訪問入浴サービス (3) 生活訓練等 (4) 日中一時支援 (5) 地域移行のための安心生活支援 (6) 巡回支援専門員整備 (7) 相談支援事業所等(地域援助事業者)における退院支援体制整備 (8) 協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援 (9) 児童発達支援センター等の機能強化等
2 社会参加支援 (1) レクリエーション活動支援 (2) 芸術文化活動振興 (3) 点字・声の広報等発行 (4) 奉仕員養成研修 (5) 複数市町村における意思疎通支援の共同実施促進 (6) 家庭・教育・福祉連携推進事業
3 就業・就労支援 (1) 盲人ホームの運営 (2) 知的障害者職親委託

(参考) 交付税を財源として実施する事業

- ・ 相談支援事業のうち障害者相談支援事業
- ・ 地域活動支援センター基礎的事業
- ・ 障害支援区分認定等事務
- ・ 自動車運転免許取得・改造助成
- ・ 更生訓練費給付